

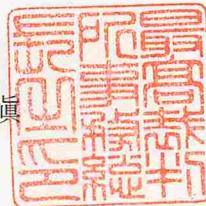
令和2年4月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 令和2年度の常置委員及び所長代行者について（通知）
- (2) 令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月24日付け（同月26日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

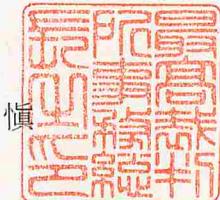
最高裁秘書第1290号

令和2年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

2月26日付けで東京地方裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

- 1 令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果が記載された通知文書
- 2 令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1336号

令和2年6月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

○ 質問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、質問を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果が記載された通知文書
- (2) 令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月26日

3 質問番号等

- (1) 質問番号

令和2年度（情）質問第1号

- (2) 質問日

令和2年6月11日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1337号

令和2年6月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

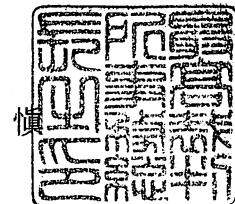
諮問番号 令和2年度（情）諮問第1号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年6月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、平成29年度から平成31年度までにおける同趣旨の文書については、得票数及び氏名が開示された状態で、インターネットで公表されているにもかかわらず、特段の弊害が発生していないと思われることからすれば、得票数及び氏名は不開示情報に該当しない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

- ア 令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果が記載された通知文書
- イ 令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、対象文書として、次のアからウまでに掲げる各文書を特定した上、令和2年2月26日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

- ア 令和元年12月18日付け常置委員及び所長代行者選挙長東京地方裁判所

長通知「令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果について」

- イ 令和元年12月6日付け常置委員及び所長代行者の選挙（民事）の結果について（報告）
- ウ 令和元年12月6日付け常置委員及び所長代行者の選挙（刑事）の結果について（報告）

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

(2)のイ及びウの各別紙に記載されている「当」、「次①」等の文字、得票数及び氏名は各人ごとに一体として行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める個人識別情報に相当する。

これらの情報のうち、(2)のアの別紙に選挙結果として記載されている裁判官の氏名及び当選等の事実については慣行により公にすることが予定されている情報に該当するといえるが、各人の得票数及び(2)のアの別紙に記載されていない裁判官の氏名は慣行により公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法第5条第1号ただし書イには相当しない。また、法第5条第1号ただし書ロ及びハにも相当しない。

なお、苦情申出人は、平成29年度から平成31年度までにおける同趣旨の文書については、得票数及び氏名が開示された状態でインターネットで公表されているなどと主張するが、対象文書は裁判所が組織として公にしているものではなく、上記苦情申出人の主張は開示等の判断を左右するものではない。

よって、原判断は相当である。